

狛江市役所使い捨てプラスチック削減方針について(案)

令和3年3月26日に2050年ゼロカーボンシティを表明した狛江市において、市役所には脱炭素社会の実現に向けた率先行動が求められる。

プラスチックは、生産から廃棄を通じて大量の二酸化炭素を排出することから、プラスチック製品の削減は脱炭素化に向けて欠かせない取組みである。狛江市では、狛江市環境基本計画の基本目標3に「プラスチックごみ削減」を掲げ、庁内における石油由来プラスチック代替品の利用促進を具体的な取組みとして位置づけている。

加えて、令和3年6月4日付でプラスチック資源循環促進法が成立し、プラスチックの資源循環に向けて、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が相互に連携しながら取り組むこととされた。

これらに伴い、市では、プラスチック分別回収の検討を開始したほか、令和3年12月からは、使用済プラスチックボトル等を回収し再利用する事業への参画を開始した。また、令和4年4月9日に開催した第42回多摩川統一清掃では、紙製のクリアファイルを参加記念品として配布する等率先した取組みを推進している。

2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、今後、市民・事業者にプラスチックごみ削減や資源循環への更なる取組みを求めていく必要があり、そのためには、「隗より始めよ」の意識の下、庁内が一丸となって率先行動を強化していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、庁内の使い捨てプラスチック製品の更なる削減に向けた取組みを示すとともに、市民・事業者・団体等への普及啓発を図ることを目的として、以下のとおり「**狛江市役所使い捨てプラスチック削減方針**」を定める。

狛江市役所使い捨てプラスチック削減方針

＜紙製のお皿やフードパックなどによる提供＞

- 1 市主催のイベントで飲食を提供する場合は、原則、使い捨てプラスチック容器を使用しない。

＜缶若しくは紙パック飲料又はリユースカップを活用した飲料の提供＞

- 2 市主催の会議では、原則として、ペットボトルによる飲料提供は行わない。

＜啓発用消耗品の選定ルールの規定＞

- 3 市主催のイベント等で配布する啓発用消耗品やその包装等に使い捨てプラスチックを使用しない。また、過剰包装とならないよう作成事業者に働きかける。

＜庁舎への持ち込み抑制、庁舎内での廃棄抑制＞

- 4 ウォーターサーバーの設置によるマイボトルやマイカップの利用を推進し、庁内でのペットボトルの使用抑制に努める。

- 5 職員は、日頃からマイバッグやマイスプーン等の使用により、不要な使い捨てプラスチックの削減に努める。

- 6 職員は、購入した弁当容器等の使い捨てプラスチック類の持ち帰り及び小売店等が実施するリサイクル回収の利用に努める。

庁舎内の使い捨てプラスチックごみの廃棄抑制及び資源循環を推進するとともに、廃棄物処理費用の削減を図る。

- 7 職員は、止むを得ず庁舎内で使い捨てプラスチックを廃棄するときは、分別及びエコキャップ等のリサイクル回収の活用を徹底する。

燃えるごみのごみ箱を、紙類とプラスチックに分け、プラスチックごみの見える化により意識啓発を図る。

＜市内外へPR＞

- 8 市民・事業者・団体へ、庁内の率先行動を紹介するなど普及啓発を図る。